

地域ポイントプログラム「ブラポ」寄附団体登録規約

(趣旨)

第1条 この規約は、小田原市（以下、「当市」という。）が提供する地域ポイントプログラム「ブラポ」（以下「ブラポ」といいます。また、ブラポにおいて取扱いが定められているポイントを「地域ポイント」といいます。）の会員から地域ポイントの寄附を受ける団体（以下「寄附団体」といいます。）の登録に関して必要な事項を定めるものとします。寄附団体として登録を受けようとする団体は、本規約の全文をよくお読み頂いたうえで、本規約の内容に同意したうえで、寄附団体としての登録を申し込みだものとします。

(登録の要件)

第2条 寄附団体として登録を受けようとする団体は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければなりません。

- (1) 総会、理事会等により団体の意思決定を行っていること。
- (2) 法人格の有無に関わらず、規約、会則、定款その他団体の運営の準則を備えていること。
- (3) その団体において代表者又は管理人の定めがあること。
- (4) 役員が3人以上で構成されていること。
- (5) 団体を代表して団体の行為を行うことができる成年の代表者が団体の運営の準則に基づいて選任されていること。
- (6) 小田原市内に主たる活動拠点があること。
- (7) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」といいます。）第2条別表に掲げる活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動その他これに類する社会貢献を行う非営利活動を行う団体であること。
- (8) NPO法人その他関連法令によってその活動に制限を受ける法人の場合には、その関連法令で定めるところにより事業報告書その他必要な書類を所轄庁へ提出していること。
- (9) 次の各号のいずれにも該当するものであること。
 - ア 団体及びその職員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過

しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと。

- イ 反社会的勢力が自らの経営を支配していないこと。
- ウ 反社会的勢力が自らの経営に実質的に関与していないこと。
- エ 団体、団体の職員若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していないこと。
- オ 反社会的勢力に対し資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと。
- カ その他団体の役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

（登録の申請）

第3条 寄附団体として登録を希望するときは、団体に関する以下の情報を当市に提出して、申し込むものとします。

- (1)団体の名称、代表者情報、担当者情報、団体情報
- (2)事業計画
- (3)その他当市が指定する情報

（本契約の締結）

第4条 当市は、前条の申込みを受けた後、速やかに、当市の基準に従って登録の可否を判断して、当市がその利用を可と判断した場合に、その旨を通知します。当市がその通知を発信した時点をもって、本規約の定めに基づき当市と申込者の間で寄附団体に関する契約（以下、「本契約」といいます。また、本契約と本規約を合わせて、「本契約等」といいます。）が成立し、寄附団体は本契約に従ってブラポを利用するすることができます。ただし、寄附団体としてブラポの利用開始日を別途定めた場合は、その利用開始日から寄附団体は本契約に従ってブラポを利用することができます。

2 当市は、前項の規定により登録された寄附団体（以下「登録寄附団体」といいます。）に対し、ブラポを利用する際の認証に用いるID及びパスワード（以下「ID等」といいます。）を発行するものとします。

（登録の有効期間）

第5条 登録寄附団体の登録の有効期間は、前条第1項の規定による通知の日から、当

市により登録を抹消される日までの期間とします。

(ID等の管理)

第6条 登録寄附団体は、ID等を自己の責任において適切に管理し、及び保管するものとし、これを第三者に使用をさせ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をすることはできません。

(支払金の申請)

第7条 登録寄附団体は、ブラボの会員から寄附された地域ポイントを清算しようとするときは、当市に対し、支払金の申請を行うことができます。

2 当市は、前項の申請を受理したときは、地域ポイント1ポイントにつき1円を当該登録寄附団体に支払うものとします。

3 登録寄附団体は、寄附された地域ポイントについて、当市との間で清算すること以外に使用することはできず、地域ポイントを第三者に貸与、譲渡、売買、寄附その他の処分をすることはできません。

(支払金の使途)

第8条 前条第2項の規定により支払われた支払金の使途は、次の各号のいずれにも該当するものでなければなりません。

(1) 第3条第2号の事業計画に記載する事業内容の実施のために必要な経費であること。

(2) 法第2条別表に掲げる活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動その他これに類する社会貢献活動に必要な経費であること。

(3) 宗教的、政治的な活動のための経費でないこと。

(4) その他登録寄附団体に対する寄附の趣旨に反する経費でないこと。

(使途報告)

第9条 登録寄附団体は、第7条の規定による支払金の申請を行った地域ポイントについて、当市からの支払いを受けた場合は、使途報告を当市に提出し、その使途を報告しなければなりません。

(情報発信)

第10条 登録寄附団体は、ブラボのアプリケーションを通じて、イベントその他の情報をお会員に対して配信することができます。ただし、次の各号に掲げる内容を含む情

報は、配信することはできません。

- (1) 法令又は公序良俗に違反する内容
- (2) 当市又は第三者の財産権（知的財産権を含む。）、営業秘密、プライバシーその他の権利利益を侵害する内容
- (3) 第三者の個人情報を含む内容
- (4) 第三者を誹謗中傷する内容又は名誉を毀損する内容
- (5) 虚偽又は故意に誤解を与える内容
- (6) 前各号のおそれのある内容
- (7) 当市が合理的な理由をもって不適当と判断した内容

2 当市は、登録寄附団体の配信する情報が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前の通知なく当該情報を削除することができます。

3 当市は、第13条第1項の規定に基づき登録寄附団体の登録を抹消した場合は、当該団体の配信する情報を事前の通知なく削除することができます。

（禁止行為）

第11条 登録寄附団体は、次の各号のいずれかに該当する行為又は該当するおそれのある行為をしてはなりません。

- (1) 営利を目的とした事業又はそれに類する行為
- (2) 特定の政党その他の政治団体の利害に関する行為
- (3) 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の行為
- (4) 特定の宗教若しくは特定の教派、宗派若しくは教団を支持し、又はこれに反対する等の行為
- (5) 法令又は公序良俗に違反する内容
- (6) 当市又は第三者の財産権（知的財産権を含む。）、営業秘密、プライバシーその他の権利利益を侵害する行為
- (7) 複数のID等を保有する行為
- (8) 虚偽の情報を提供する行為
- (9) 前各号に掲げるもののほか、当市がプラットフォームの円滑な運営を妨げると判断する行為
（登録情報の変更）

第12条 登録寄附団体は、登録寄附団体が第3条の規定により提出した情報について、変更があった場合、速やかに最新の内容を当市に提供するものとします。

(登録の抹消)

第13条 当市は、登録寄附団体が次のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができます。なお、当市が登録を抹消した登録寄附団体との関係では、本契約はその時点で終了するものとします。

- (1) 当該団体から登録抹消の申出があつたとき。
- (2) 第2条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により登録されたことが判明したとき。
- (4) 第8条各号に掲げる使途以外の使途に支払金を支出したことが判明したとき。
- (5) 第11条各号に掲げる禁止行為をしたことが判明したとき。
- (6) 本契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (7) 登録寄附団体が支払停止もしくは支払不能となり、又は登録寄附団体に対し破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあつたとき
- (8) その他当市が特に必要があると認めるとき。

2 前項第1号の申出は、プラボ事務局あてにメール等の手段により行うものとします。

3 登録寄附団体は、当市が本条第1項第2号から第6号までの事由を確認するために必要と認める書類を求められたときは、速やかに提出しなければなりません。

4 当市が、登録寄附団体の登録を抹消した場合（ただし、本条第1項第1号の場合は除く。）、登録寄附団体はその時点で保有している地域ポイントについて支払金を受けることはできず、直ちにその地域ポイントは効力を失います。

（プラボの一時的な停止又は中断）

第14条 当市は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録寄附団体に事前に通知し、又は連絡することなく、プラボの全部又は一部の提供を一時的に停止し、又は中断することができます。

- (1) サーバ、通信回線その他のプラボの利用のための設備の故障、障害の発生又はその他の事由によりプラボの提供ができなくなったとき。
- (2) プラボにおいて利用しているシステムの保守、点検、修理又は変更を定期又は緊急で行うとき。
- (3) 火災、停電等によりプラボの提供ができなくなったとき。

- (4) 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりブラポの提供ができなくなったとき。
- (5) 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議、疫病の蔓延その他不可抗力によりブラポの提供ができなくなったとき。
- (6) 法令による規制、司法命令等の適用によりブラポの提供ができなくなったとき。
- (7) ブラポにおいて利用する決済手段の決済システムに不具合が生じたとき又は決済手段の決済システムの保守若しくは点検に必要なとき。
- (8) その他当市がブラポの提供を運用上又は技術上の観点から一時的に停止し、又は中断する必要があると判断したとき。

2 当市は、前項の規定によりブラポの全部又は一部の提供を一時的に停止し、又は中断したことにより登録寄附団体に生じた損害について責任を負わないものとします。

(登録寄附団体の責任)

第15条 登録寄附団体は、ブラポの利用に伴い、登録寄附団体の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合は、登録寄附団体の責任と費用をもって当該クレーム等を解決するものとします。登録寄附団体がブラポの利用に伴い、第三者から損害を被った場合又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

(再委託)

第16条 当市は、ブラポにおける業務の全部又は一部を登録寄附団体の承諾を得ることなしに、第三者に再委託できるものとします。この場合、当市は、当該再委託先に対して本規約で定める当市の義務と同等の義務を負わせるものとします。

(会員情報等の利用)

第17条 当市は、登録寄附団体から寄附を行った会員に関する情報（会員ID、ニックネーム、性別、生年月日、住所、取引履歴、地域ポイントの残高、位置情報）を取得し、当市が別途定める「スマートシティサービス・プライバシーポリシー <https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/municipality/digital/p37490.html>」に定める利用目的の範囲内で利用します。

2 当市は前項の会員に関する情報を登録寄附団体から取得するにあたり、当市は会員からその提供の同意を取得します。

3 当市は、本条第1項の各情報を自己の営業秘密と同等の水準の注意をもって保管及び管理を行います。

4 登録寄附団体は、本条第1項の各情報を当市以外の第三者に提供してはならず、個人情報保護法その他の法律が定める基準に基づき適切に管理を行わなければならないものとします。

(個人情報の取扱い)

第18条 ブラボに関する連絡として、当市が登録寄附団体又は会員の個人情報を取得した場合、個人情報保護法及び関連するガイドライン等を遵守し、当市が別途定める「スマートシティサービス・プライバシーポリシー <https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/municipality/digital/p37490.html>」に従って、同プライバシーポリシー記載の利用目的の範囲で個人情報等を取り扱うものとします。

(利用状況に関する情報)

第19条 当市は、ブラボの提供の過程で取得した利用状況に関する情報、当市の設備等に対する負荷その他登録寄附団体の地域ポイントプログラムの利用に関する情報を、自らのサービスの開発、地域ポイントプログラムの品質又は機能の改善、統計情報の取得を目的として使用又は利用することができるものとします。

(本契約終了後の措置)

第20条 当市と登録寄附団体との間の本契約が終了した場合であっても、本契約に基づいて既に発生している当市と登録寄附団体との間の債権及び債務は、本契約に基づいて清算を行うものとします。ただし、第13条第4項で定める場合を除きます。

2 登録寄附団体は、本契約が終了した日以降、会員から地域ポイントの寄附を受けることができません。

(本規約の変更)

第21条 当市は、必要に応じ、隨時、本規約の全部又は一部を変更することができ、登録寄附団体は、これらの変更を当市が行うことを予め本規約をもって承諾するものとします。

2 当市は、本規約の全部又は一部を変更する場合には、変更希望日の1ヶ月前までに、当該変更の内容を、登録寄附団体に通知しなければならず、これを怠ったときは、前項に基づく本規約の変更は、効力を有しません。

3 登録寄附団体が前項の通知を受けた後、地域ポイントの寄附を受け又は当市から支払金の支払いを受けた場合、若しくは変更希望日までに登録寄附団体の登録抹消の申請をしなかった場合、変更希望日から変更後の本規約が適用されることに同意したものとします。

のとします。

2024年8月13日 制定